

確認申請において「確認の特例」が混在する場合、及び
中間検査・完了検査申請において「検査の特例」が混在する場合の
申請手数料の算定方法について

一般財団法人ふくしま建築住宅センター確認検査手数料規程（以下「規程」という。）第15条の規定により、建築基準法第6条の4に定める「確認の特例」の適用がある建築物と適用がない建築物が混在する場合における確認の申請手数料の算定方法について、下記のとおりとし、令和8年1月1日から施行します。

また、同法第7条の5に定める「検査の特例」の適用がある建築物と適用がない建築物が混在する場合の中間検査及び完了検査の申請手数料の算定方法も同様とします。

令和7年12月22日

一般財団法人 ふくしま建築住宅センター
理事長 大竹健義

記

- 1 規程第2条第1項（確認）、第4条第1項（中間検査）、第5条第1項（完了検査）、第5条第9項（省エネ基準の適合検査）及び第11条第1項（災害減免）の手数料については、申請建築物の全てについて、特例の適用が無いものとして算定するものとする。
- 2 申請手数料を算定する際の床面積については、規程第2条第2項に基づき算定するものとする。